

名簿登録者を指名停止

1 事案の概要

新明和工業株式会社は、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から同法の規定に基づき、課徴金減免制度の適用を受けた違反事業者として公表された。

このことは三木町建設工事指名停止等措置要綱別表第13号（独占禁止法違反行為／県外）に該当するので、同要綱第1条に基づき、指名停止を行う。

2 指名停止業者名、所在地及び指名停止期間

新明和工業株式会社 代表取締役 五十川 龍之

令和8年1月14日から令和8年4月13日まで（3か月間）